

就学援助

経済的理由によって学校へ通うことが難しいという児童生徒のために、小・中学校でかかる費用の一部を援助します。



- 対象**
- ①保護者が生活保護を受けている世帯（要保護）
 - ②保護者が生活保護を停止・廃止された世帯（準要保護）
 - ③保護者や同居人が全員、市町村民税の課税を受けていない世帯
 - ④経済的理由で給食費や教材費の支払いに困っており、生活保護世帯に準ずる程度に生活が困窮していると教育長が認める世帯

申請方法 援助を希望する方は必要書類等を準備して、保護者が直接学校で申請してください。

援助内容

☆要保護	・ 修学旅行費（該当する学年のみ 限度額有）
☆準要保護	・ 学用品費 ・ 通学用品費 ・ 校外活動費（宿泊を伴わないものに限る） ・ 修学旅行費（該当する学年のみ） ・ 新入学用品費（新小学 1 年生、新中学 1 年生のみ） ・ 給食費（実費） ・ 医療費（学校保健法第 24 条に定める疾病）

- 必要なもの**
- ①世帯全員の所得が確認できるもの
 - ②措置区分に応じた下表に掲げる証明書類

措置区分	添付書類
(1) 生活保護法に基づく保護の開始 (受給中の者を含む)	福祉事務所から発行される『生活保護証明書』
(2) 生活保護に基づく保護の停止又は廃止	福祉事務所からの停止又は廃止に係る通知
(3) 地方税法第 295 条第 1 項に基づく市 町村民税の非課税	東村長が発行する『非課税証明書』

問い合わせ 東村教育委員会 ☎43-2130